

社会福祉法人弘前愛成園	社会福祉法人つが	医療法人すみれ会	中部上北広域事業組合
弘前市大字豊原一丁目一の二	弘前市大字西町二丁目一の二	上北郡東北町上北一丁目三四	上北郡七戸町字蛇坂五五の八
通所介護	訪問介護	通所リハビリテーション	訪問リハビリテーション
自由ヶ丘デイサービスセンター	在宅介護支援センター白神荘	すみれ内科クリニック	公立七戸病院
弘前市大字金五の三〇	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三	上北郡東北町三四の一〇三	上北郡七戸町字影津内九八
二〇・二・一	二〇・二・二〇	二〇・一・一六	平成二〇・一・三〇
"	二〇・二・三三	"	平成二〇・二・二六

青森県告示第百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所
名称	名称
主たる事務所の所在地	所在地
指定期限	指定期限

青森県告示第百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期限
名称又は名	名称	所在地	指定期限
主たる事務所の所在地又は住所	所在地	所在地	指定期限
医療法人すみれ会	介護予防通所介護	上北郡東北町上北一丁目三四	平成二〇・三・一

青森県告示第百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日
名称又は名	名称	所在地	廃止の届出年月日
主たる事務所の所在地又は住所	所在地	所在地	廃止の届出年月日
医療法人すみれ会	介護予防通所介護	上北郡東北町上北一丁目三四	平成二〇・一・一六
中部上北広域事業組合	介護予防訪問リハビリテーション	上北郡七戸町字影津内九八	平成二〇・二・二六

社会福祉法人三和会	社会福祉法人三和会	社会福祉法人弘前愛成園
弘前市大字西町二丁目一の二	弘前市大字西町二丁目一の二	弘前市大字豊原一丁目一の三
介護訪問予	介護通所予	介護通所予
在宅介護支援センター白神	デイサービス白神	自由ヶ丘デイサービス
中津軽郡西目屋村大字田代三丁目二	中津軽郡西目屋村大字田代三丁目一四三	弘前市大字金五丁目三〇
二九・二〇	二九・二六	二九・二一
二九・三三	二九・三三	二九・三三

青森県告示第百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社サシク	株式会社サシク	五所川原市金木町朝日山三七八の四	就業継続支援A型	株式会社サシク	五所川原市金木町芦野一三二の五	平成二九・三・一
特定非営利活動法人おん	特定非営利活動法人おん	弘前市大字大原二丁目八の二〇	就業継続支援A型	株式会社サシク	弘前市大字安原三丁目二の一七	〃
特定非営利活動法人おん	特定非営利活動法人おん	弘前市大字大原二丁目八の二〇	就業継続支援B型	株式会社サシク	弘前市大字安原三丁目二の一七	〃

青森県告示第百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	医療法人原子整形外科医院	弘前市大字代官町五七の一	平成二九・三・一
変更後		弘前市大字代官町五九	

青森県告示第百七十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社アピサポート	株式会社アピサポート	青森市浪打一丁目四の三	放課後等デイサービス	ココノバ	弘前市大字土手町九〇の四	平成二九・三・一
社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一字石田二二一	放課後等デイサービス	株式会社アピサポート	青森市浪打一丁目四の三	〃

青森県告示第百七十五号

平成十九年四月一日青森県告示第百六十三号（補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第三号中「青森県農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改める。

青森県告示第百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

長崎3号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱六号と標柱七号を結んだ線は浅瀬石川土地改良区水路沿いとし、標柱一号と標柱七号を結んだ線は県道吹上金屋黒石線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	黒石市	山形町		八二の九
二	"	"		"
三	"	"		八二の一
四	"	"		八二の三

七	八二の九
六	"
五	"
"	"
"	"
"	"

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社オータス
- 二 代表者の氏名 佐藤義人
- 三 主たる営業所の所在地 青森市中央三丁目五の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一〇〇七〇一号
- 五 取消年月日 平成二十九年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社オータス

二 代表者の氏名 佐藤義人

三 主たる営業所の所在地 青森市中央三丁目五の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第一〇〇七〇二号

五 取消年月日 平成二十九年二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山田設備機工株式会社

二 代表者の氏名 嶋守隆夫

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字権現堂向一五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第八七四号

五 取消年月日 平成二十九年二月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十二月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十八年十一月二十五日青森県選挙管理委員会告示第九十二号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成二十九年三月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成27年分(2)国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。)のア統括表あおもり未来塾の項中

12,688,261	12,688,261
1,173,928	1,173,928
11,514,333	11,514,333
2,046,949	2,046,125
11,514,333	11,514,333
9,514,333	9,514,333
2,000,000	2,000,000
11,514,333	11,514,333
425,688	425,688
339,021	339,021
764,709	764,709
635,340	634,520
236,955	236,955
224,500	224,500

を に訂正する。

12,455	12,455
19,941	19,941
390,000	390,000
1,282,236	1,281,416

青森県選挙管理委員会告示第十六号

平成二十八年十一月二十五日青森県選挙管理委員会告示第九十三号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十九年三月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の(1)政党の支部（解散分）のア統括表平成27年維新の党青森県総支部の項中

388,224	11,535,141
189,360	189,360
198,864	11,345,781
	9,057,659

を
に
に

190,000	11,336,871
8,864	8,910
	1,563,160
	83,271
	3,080,987
	2,329,090
	7,056,508
	771,762
	1,156,704

	1,156,704
	72,685
	2,001,151

政治団体の収支報告書の要旨の(1)政党の支部（解散分）のア統括表平成27年維新の党衆議院青森県第1選挙区支部の項中

398,391	10,518,443
216,393	216,393
181,998	10,302,050
	9,491,170

を
に
に

181,960	10,000,000
38	90
	4,020,000
	83,256
	1,198,437
	1,738,154
	7,039,847
	717,561
	1,681,320
	1,681,320
	1,681,320
	52,442
	2,451,323

